

大阪市水道事業管理規程第4号

大阪市水道局保証金取扱規程の一部を改正する規程

大阪市水道局保証金取扱規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
[削る]	(出納取扱金融機関等の担保としての有価証券の取扱特例) <u>第12条</u> 大阪市水道局会計規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第8号）第24条第2項の規定により担保として徴する有価証券の種類及びその取扱に関しては、この規程を適用しない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。